第26巻　132号　2018年1月1日発行

かけはし

JITCO JOURNAL

1

2018.January
Vol.132

●トピックス

2017年度JITCO交流大会のご報告

●新制度対応

技能実習制度における介護職種の追加について

JITCO地方駐在事務所における相談業務の拡充について

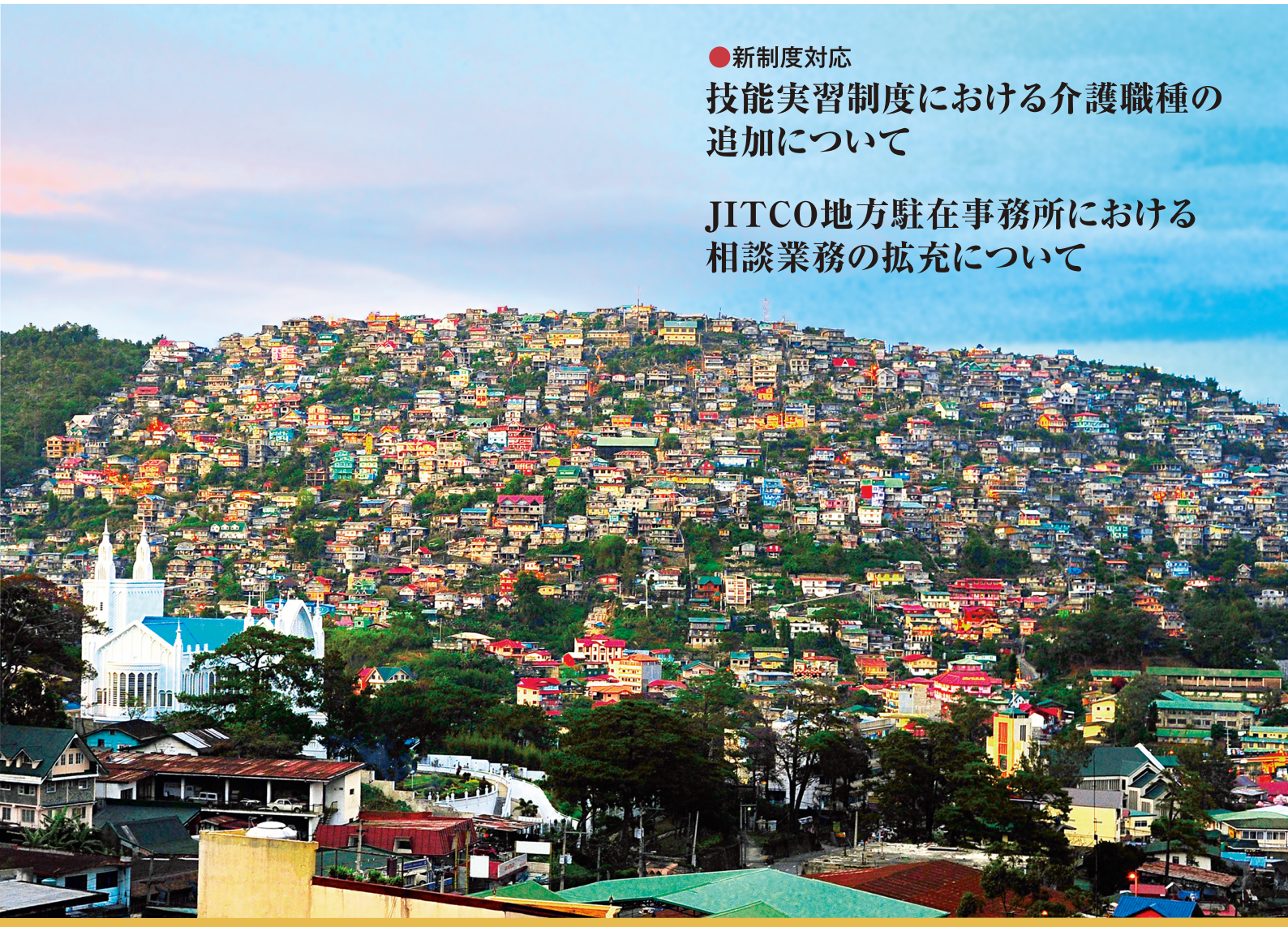

公益財団法人 国際研修協力機構
Japan International Training Cooperation Organization

かけはし

JITCO JOURNAL

2018. 1 Vol.132

表紙の写真：
バギオのカラフルな住宅密集地（フィリピン）
フィリピン最大の島・ルソン島の中心都市バギオ。標高約1500mに位置し、年間を通じて冷涼なため、大統領や官公庁の避暑先としても知られています。比較的治安が良く、多くの留学生や観光客が訪れるエリアです。

CONTENTS

巻頭言
P.1 新たな船出の年
公益財団法人 国際研修協力機構 理事長　鈴木 和宏

トピックス
P.2 2017年JITCO交流大会のご報告

新制度対応①
P.7 日本政府と各国政府との技能実習における協力覚書（二国間取決め）の締結について

新制度対応②
P.8 技能実習制度における介護職種の追加について

P.12 JITCO地方駐在事務所における相談業務の拡充について

日本語指導お困りですか?
P.14 仕事で使える「日本語の見える化」の工夫

P.16 海外情報

P.17 JITCOの教材のご案内

P.19 技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり

P.23 JITCOインフォメーション/JITCOカレンダー/編集後記

技能実習days
● ユニバーサルジャパン協同組合／株式会社ジャストコーポレーション　● 地域環境福祉事業協同組合／株式会社小野組
● テクノサポート協同組合／株式会社オンド

巻頭言

新たな船出の年

公益財団法人 国際研修協力機構
理事長　鈴木 和宏

新年あけましておめでとうございます。謹んでお慶び申し上げます。

2018 年は技能実習制度の関係者にとって、新たな船出の年であります。昨年 11 月に技能実習法が施行され、同法のもとで新たに設置された外国人技能実習機構の活動がいよいよ本格的に軌道に乗ると予想される年であり、新しい技能実習制度のもとで多くの技能実習生が入国してくる年であります。

2017 年 6 月末の統計では、旧制度の技能実習生の在留者数は 25 万人を超えるまでになり、近年増加の傾向を示していることから、新制度においても技能実習生の受入れ増加は続くものと期待しております。特に、新制度においては優良な監理団体・実習実施者に対しては、実習期間の延長（最大 5 年）や技能実習生の受入れ人数枠の拡大が認められたことに加え、ここ数年を振り返っても、惣菜製造業、自動車整備、介護職種等への対象職種の拡大も進んでおり、増加に拍車がかかるものと思われます。また、日本政府と送出し各国政府との間では、適正な送出機関の認定等に向け、二国間取決めが順次協議され、締結されていくとみられ、これらにより送出しにも弾みがつくものと考えられます。

一方、技能実習法により、技能実習の適正な実施のための措置として、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制等が新たに導入され、技能実習生の保護のための措置として、人権侵害等に対する罰則や技能実習生からの申告制度等が整備されました。実習実施者は認定された技能実習計画を効率的に実施すること、監理団体は実習状況の監査等を通じて実習監理を徹底することなど、実習実施者、監理団体の責務は重くなっております。

当機構は、1993 年の外国人技能実習制度の創設以来、一貫して監理団体、実習実施者、送出機関、技能実習生等の皆様への総合的な支援機関として活動してまいりましたが、新制度のもとでも、監理団体、実習実施者、技能実習生等への相談や助言を通じて、共に問題解決ひいては制度の発展に向けて努力してまいります。新たな技能実習制度の中で、従前に増して、皆さまの期待に応え、役割・使命を果たしていく所存ですので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

Topics

2017年 JITCO交流大会のご報告

2017年10月6日、経団連会館（東京都）において「2017年JITCO交流大会」が開催されました。本稿では、当日の講演、発表の様子をご紹介します。

※ 誌面の都合上、講演の一部を抜粋して掲載しています。

第一部

第一部では、公益財団法人 国際研修協力機構の鈴木理事長による開会挨拶に続き、新島専務理事より、JITCOの2016年度事業報告及び新制度における支援サービスについてご説明いたしました。

2016年度 JITCO 事業報告及び新制度における支援サービス

1. 2016年度の技能実習状況

（公財）国際研修協力機構
専務理事
新島 良夫

はじめに、法務省の統計に基づき、日本に入国・在留する技能実習生数を確認したいと思います。

技能実習生の新規入国者数は、前年度と比較しますと、約1割増加し2016年に10万人を突破しました。在留者は、2016年末の統計で対前年比18.7%増加し、228,588人でした。

在留者数を国籍別でみると、従来は中国が多かったわけですが、ベトナムが中国を逆転しています。ベトナム38.6%、中国35.4%、フィリピンが9.9%となっており、この三ヶ国で約8割を占めています。

次に、技能実習2号移行希望申請者数の職種分野別の統計から、2016年度の特徴を申し上げます。農業では中国、ベトナム、フィリピンの順に多く、ここにカンボジアが増えてきています。漁業は従来からインドネシアが、建設ではベトナムが多数を占めています。対前年比では、食料品製造での受入れが52%と高い伸びを示しており、特に惣菜職種での技能実習生の受入れが増えてきているものと思われます。

技能実習生数の推移

【 新規入国者数 】 単位:人

	2013年	2014年	2015年	2016年		
					対前年増減率	構成比
ベトナム	10,132	19,490	32,657	43,779	34.1%	41.2%
中　国	44,391	43,987	38,338	32,899	▲14.2%	31.0%
フィリピン	4,828	6,997	9,918	10,743	8.3%	10.1%
インドネシア	4,144	5,888	7,290	8,051	10.4%	7.6%
タイ	2,443	3,210	3,658	4,127	12.8%	3.9%
カンボジア	325	1,125	2,104	2,759	31.1%	2.6%
ミャンマー	71	659	1,769	2,403	35.8%	2.3%
モンゴル	206	277	321	408	27.1%	0.4%
ラオス	134	127	131	177	35.1%	0.2%
マレーシア	75	191	217	172	▲20.7%	0.2%
その他	694	582	601	613	2.0%	0.6%
合計	67,443	82,533	97,004	106,131	9.4%	100.0%

＊上記は「技能実習1号」及び「技能実習2号」の合計

【 在留者数 】 単位:人

	2013年末	2014年末	2015年末	2016年末		
					対前年末増減率	構成比
ベトナム	21,632	34,039	57,581	88,211	53.2%	38.6%
中　国	107,174	100,093	89,086	80,857	▲9.2%	35.4%
フィリピン	10,077	12,721	17,740	22,674	27.8%	9.9%
インドネシア	10,064	12,222	15,307	18,725	22.3%	8.2%
タイ	3,947	4,923	6,084	7,279	19.6%	3.2%
カンボジア	592	1,418	3,106	4,865	56.6%	2.1%
ミャンマー	120	631	1,978	3,960	100.2%	1.7%
モンゴル	449	516	624	774	24.0%	0.3%
ラオス	296	293	321	394	22.7%	0.2%
マレーシア	180	183	223	265	18.8%	0.1%
その他	675	587	605	584	▲3.5%	0.3%
合計	155,206	167,626	192,655	228,588	18.7%	100.0%

出所:法務省

2. JITCOの各支援事業の2016年度実施状況（講演より一部抜粋）

次に、現在の各支援事業の取組みについてご報告します。

■受入れ支援事業

JITCOでは、これから新たに技能実習生を受け入れる際の相談や、既に技能実習生を受け入れている監理団体等の皆さまからの様々な相談を受け付けています。2016年度にJITCO本部（企業部相談課）で受け付けた相談件数は5,000件以上にのぼります。

JITCO本部（企業部相談課）で受け付けた相談件数

単位：件

	2014年度	2015年度	2016年度
相談件数	5,351	6,040	5,182

※上記の他に、JITCO本部各部や地方駐在事務所で多数相談を受け付けています。

■手続き支援事業

JITCOは、技能実習生の円滑な入国・在留手続が行われるように、監理団体等が地方入管局に提出する各種申請書類の点検・取次を実施しています。JITCOでは2016年度は約15万4千人分の申請書類の点検・取次ぎを実施しました。

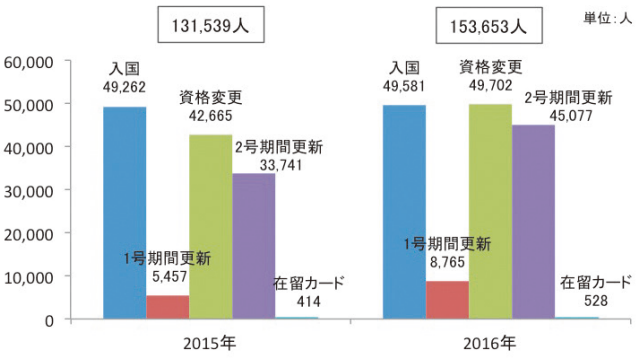

■送出し支援事業

2016年度は各国との定期協議等を数多く実施し、新制度の動向に関する情報提供等を行いました。またJITCOでは送出機関と監理団体のビジネスマッチングの機会をご提供する場として、インドネシアジョイントセミナー（2016年10月）を実施しました。

送出し支援関連セミナーの開催

名称	内容	参加者数（2016年度）
インドネシア ジョイントセミナー	送出し機関と監理団体とのビジネスマッチング	日本側 80名 インドネシア側68名
送出し国情報に関するセミナー	ベトナム副大臣公文に関する説明	173名
送出し機関セミナー	モンゴル送出し機関に対する技能実習制度改正の動向等の説明	約60名

■実習生保護支援事業

JITCOでは技能実習生に対し、日本語の他、中国語、インドネシア語、ベトナム語、フィリピン語の4ヶ国語で母国語相談を行っており、昨年度の相談件数は約1,200件でした。その内容は賃金不払や長時間労働等のトラブル相談が多くなっています。

2016年度相談事項（※）

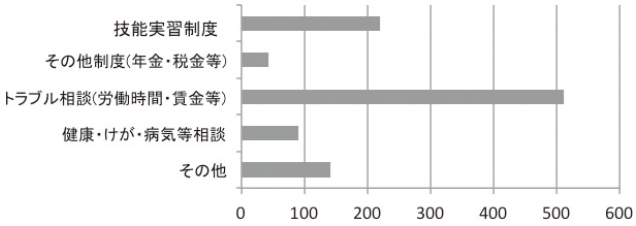

※複数の相談を受付けた場合、複数項目で計上

■人材育成支援事業

JITCOでは日本語指導セミナー、技能実習指導員セミナー、安全衛生セミナーなど、人材育成支援関連セミナーを開催しています。

またJITCO教材センターでは200種類以上の教材を制作・販売し、随時多言語化も進めています。JITCOホームページ上では、日本語指導の情報等を掲載した「JITCO日本語教材ひろば」を運用しており、アクセス数は約8万件と前年度より増加しています。

■新制度の広報・周知活動

2016年度は11月1日からの新制度移行に向けて、広報・周知活動も多数実施いたしました。2017年3月には東京、名古屋など全国8ヵ所（合計10回）において、法務省・厚生労働省から講師を招いての外国人技能実習制度「新制度説明会」を開催し、監理団体・実習実施機関を中心に約5,000名の方々に出席いただきました。

また5～6月には、全国9ヵ所（合計12回）において、技能実習生受入れのポイント、監理団体許可申請書類及び技能実習計画認定申請書類の書き方等を説明するセミナーを開催し、こちらも約3,000名の方々に出席いただきました。

さらに、2017年11月には、新制度に対応した「外国技能実習機構・地方入国管理局宛て申請書類の書き方セミナー」を開催します。本セミナーでは、JITCOが新たに作成する「技能実習法に基づく新制度書式と記載例集（団体監理型技能実習）」も配布いたします。

3. 新制度におけるJITCOの主な新事業

次に今後の JITCO の事業・サービスについてご説明します。

1.「総合支援機関」としてのJITCO

JITCO は新制度移行後も、監理団体、実習実施者、送出し機関等への「総合支援機関」として、本部と地方駐在事務所において、技能実習に関わる様々な疑問やニーズに応じて相談を受け、皆さまと共に問題解決に努めてまいります。

JITCO の支援サービスは、「受入れ支援」「手続き支援」「送出し支援」「人材育成支援」「実習生保護支援」の5つが柱となります。

JITCOの主な支援サービス

	個別相談	セミナー
受入れ支援サービス	●技能実習制度に関する相談 ●監理団体への訪問支援 ●実習実施者への訪問支援 ●職種（追加）相談 ●監理団体への送出し国・送出機関に関する情報提供・相談	●技能実習制度説明会 ●技能実習生受入れ実務セミナー ●技能実習生とのコミュニケーション実践セミナー ●特別セミナー（監理実務セミナー等）
手続き支援サービス	●外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請書類の点検・提出 ●地方入国管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次ぎ ●申請書類の作成支援	●新制度・申請書類書き方セミナー ●JITCOサポート（申請書類作成支援システム）講習会
送出し支援サービス	●監理団体と送出し国・機関とのマッチング ●送出機関に対する相談支援 ●送出し機関への教材提供	●監理団体・送出し機関のジョイントセミナー ●送出し各国事情説明会
人材育成支援サービス	●技能向上支援 ●日本語指導支援 ●教材・テキストの販売	●日本語指導担当者実践セミナー ●日本語指導トピック別実践セミナー
実習生保護支援サービス	●技能実習生向けの母国語相談 ●外国人技能実習生総合保険等の普及	●法的保護情報講習への講師派遣

＊本表には、予定・計画中のものが含まれています。

特に、新制度の下で新たに JITCO が実施する主な支援サービスは以下の通りです。

■ JITCO の申請支援サービス

JITCO では、外国人技能実習機構宛て「技能実習計画認定申請書類の点検・提出サービス」を新たに開始いたしました。書類の事前点検、点検済み書類の提出、結果の受理に至る監理団体・実習実施者の皆さまへの支援として行っています。事務の負担が大幅に軽減できるうえ、地方入国管理局宛て「入国・在留諸申請書類の点検・取次サービス」とセットでご依頼される場合には、従来と比べてご利用いただきやすい料金設定となっていますので、是非ご利用ください。

第１号技能実習計画認定申請書類点検・提出の流れ

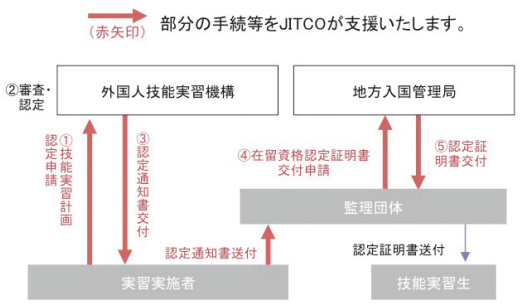

〈申請支援サービスの対象〉
・外国人技能実習機構宛て
技能実習計画認定申請（企業単独型 , 団体監理型各第1号・第2号・第3号）
・入国管理局宛て
在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請、在留カード再交付申請

■監理団体への訪問支援

JITCO 職員が、監理団体の皆さまの事務所を訪問し、皆さまへの情報提供や個別のご相談をお受けします。

■実習実施者への訪問支援

JITCO 職員が、実習実施者の皆さまを訪問し、法令に沿った適正実施やメンタルヘルス等の安心安全に関するアドバイスを行います。

■技能向上支援

技能実習生及び技能実習指導員を対象に、技能検定3級相当の受検対策に関する講習等を開催します（一部の地域・職種から段階的に実施）。

■賛助会員向け「新 JITCO サポート」の開始

2017年8月より、新制度に対応した申請書類作成支援システム「新 JITCO サポート」をリリースしました。当サポートでは、技能実習計画認定申請書や監理団体許可申請書等が作成できます。

2.「養成講習機関」としてのJITCO

JITCO は法務省・厚生労働省より養成講習機関として告示されました。2016年12月から、養成講習機関として監理責任者等講習及び技能実習責任者等講習を開催すべく計画しています。2017年度の開催エリアは以下のとおりです。開催地・日程は、追って JITCO ホームページでお知らせいたします。2018年度は、順次開催エリアを広げていく予定です。

養成講習名	受講対象者	エリア	県
監理責任者等養成講習	監理責任者 指定外部役員・外部監査人 監査担当職員（監理責任者以外の職員）	関東エリア	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨
		中部・北陸エリア	新潟・富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重
技能実習責任者講習	技能実習責任者	近畿エリア	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
技能実習指導員講習	技能実習指導員		
生活指導員講習	生活指導員		

第二部

続いて第二部では、厚生労働省人材開発統括官付参事官（海外人材育成担当）山田 敏充様から「新たな外国人技能実習制度への期待」についてご講演いただきました。また羽衣国際大学教授にしゃんた様より、国際交流の場において必要な、多文化コミュニケーションについてご講演いただきました。それぞれの講演の内容を一部抜粋してお届けいたします。

新たな外国人技能実習制度への期待

厚生労働省
人材開発統括官付参事官
（海外人材育成担当）
山田 敏充 様

2017年11月の技能実習法の施行により、技能移転を通じた国際貢献という趣旨に沿った技能実習制度のさらなる発展が期待されています。

これまでも、例えば、ある機械加工業の企業で技能を修得し、さらに日本人経営者の信頼を得たことで、帰国後に母国で日系企業として合弁会社を立ち上げ、工場を創業したという事例や、母国で技能を活かして働きたいという夢を持つ技能実習生を受け入れ、技能実習修了後は、その国に工場を新設してリーダーとして勤務してもらっている事例などが見られます。

このように、技能実習生の母国の経済発展に資することはもちろん、日本にとっても有意義な事業展開が実を結び、その中で技能実習生がさらなる活躍を遂げるという素晴らしい事例があります。最近は、企業単独型や、将来の海外進出を見据えた受入れのご相談が増えております。このような活用事例をしっかりと発信する必要があると考えております。

また、技能実習法のもとでは、技能実習生の技能修得等において高い水準を満たす実習実施者や、技能実習の実施状況の監査等の業務を高い水準で満たす監理団体については、優良認定とする制度が導入されます。一般監理事業（技能実習1～3号の実習監理事業）として許可申請されている監理団体の中には、優良ポイントの一つとしての「地域社会の共生」の具体的な取組の様子を写真などでアピールされているところもあります。しっかりとした受入れをされている団体におかれては、是非優良認定を受けていただき、制度の更なる活用を図っていただければと思います。

技能実習法に基づく監理団体の責務として重要なのが、実習実施者に対する定期監査です。技能実習の現場におけるトラブルを防ぎ、制度が適正に運用され、一層の活用が図られますよう、監理団体の皆さまのご尽力をお願いいたします。

私どもも技能実習先として選ばれる日本であるように力を尽くして参りますので、監理団体、実習実施者の皆さまの引き続きのお力添えを重ねてお願いいたします。

共に笑う“新”時代の多文化コミュニケーション

羽衣国際大学
教授
にしゃんた 様

引き続き、第二部では、羽衣国際大学で教鞭を取られるにしゃんた教授に、多文化コミュニケーションをテーマにご講演いただきました。

にしゃんた教授は、親日国スリランカのキャンディー市のご出身で、高校生のときに留学生として初めて来日され、来日わずか1年で日本語能力試験1級に合格されました。また留学生としての第1号となる新聞奨学生をされながら、大学在学中に全国空手道連盟公認四段を取得されるなど、文武両道の大学生活を過ごされました。現在は、大学で教鞭をとる傍らテレビ・ラジオなどでも活躍されています。来日から30年に渡るご自身の経験を交えながら、私たちが生きる環境には様々な「違い」が存在していること、言い換えれば「違い」しか存在しておらず、その「違い」を受け入れていくことの大切さ、私たちが共に目指したい姿について、ユーモアに満ちた軽妙な語り口でお話しくださいました。

ご来場の監理団体、実習実施者の皆さま、日本語作文コンクールの表彰式に参列した技能実習生の皆さまは、にしゃんた教授からの楽しく熱い呼びかけに大いに感じ入っておられる様子でした。

第25回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクールの表彰式

第三部

第三部では、第25回を迎えた日本語作文コンクールの表彰式が行われました。厳正な審査の結果、2,636編の作品の中から選ばれた28名の入賞者（最優秀賞4名、優秀賞4名、優良賞20名）に表彰状等が贈られました。

■最優秀賞を受賞された4名

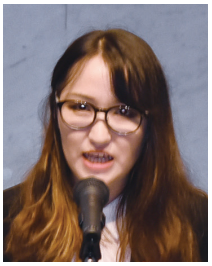

氏名	カタラン ロランド グンドラン	グエン ヴァン タム	屈　艶品	ガンバートル ゾルザヤ
作品名	『世界で一番すばらしいプレゼント』	『メロディのなる信号』	『ある日交差点から見えた日本社会』	『心優しい日本』
国籍	フィリピン	ベトナム	中国	モンゴル
職種	とび	金属プレス加工	金属プレス加工	機械検査
実習実施機関	株式会社河建	北東工業株式会社	株式会社中信高周波	藤田螺子工業株式会社
監理団体	協同組合Ｊ＆Ｊ田原	関東情報産業協同組合	協同組合中央経友会	椿インタワークス協同組合

講評

公益社団法人国際日本語普及協会　理事長　**関口 明子 様**

入賞者の皆様、おめでとうございます。今年も、昨年と同様にテーマを自由といたしました。そのため、とても幅広い内容の作品が集まったと思います。このコンクールも25年目を迎え、監理団体、実習実施者の皆さまの指導のご尽力もあってか、ひとつひとつの作品の味わい深さ、熟成度が増しているように思います。日本を見つめる視点も素晴らしく、審査をする私たちも、作品の点数の差がなかなかつけにくくて大変でした。そんな中から光る4作品を最優秀賞に選ばせていただきました。昨年は最優秀賞の入賞者は女性のみでしたが、今年は男性の応募が増えまして、最優秀賞に2名選出されています。作品を読んでおりまして、日本の良いところを見つけ出すだけでなく、祖国を出て日本に来たことで初めて祖国の良いところを発見し、日本に参考にしてもらいたいと感じることもあるのでは、と感じました。来年はぜひ、そのような視点での作品も期待したいと思います。

日本政府と各国政府との技能実習における協力覚書（二国間取決め）の締結について

二国間取決めの目的

新制度では、技能実習生の送出しを希望する国との間で、二国間取決めを順次作成することになっており、送出国と協力して不適正な送出機関を排除することを目指しています。

二国間取決めの締結状況

2017年11月27日時点で、二国間取決めを締結した国は、ベトナム、カンボジア、インド、フィリピンとなっています。今後も順次、二国間取決めが締結されていく予定です。

各国の締結日やその中に盛り込まれたキーとなる日付は以下の通りとなっています。

	①締結日 ②協力開始日	送出国による 送出機関認定手続の開始日	送出国による認定送出機関の完全リストの提供	認定送出機関以外からの受入れ停止時期
ベトナム	①2017年6月6日 ②2017年11月1日	2017年8月1日	2018年4月1日までに日本政府に提供	2018年9月1日以降
カンボジア	①2017年7月11日 ②2017年11月1日	2017年9月1日	2018年2月1日までに日本政府に提供	2018年6月1日以降
インド	①2017年10月17日 ②両国が覚書に基づく協力を開始する意図を表明する通知を受領後の30日目に開始	2017年11月1日	2018年1月1日までに日本政府に提供	2018年5月1日以降
フィリピン	①2017年11月21日 ②2017年11月21日	2017年11月21日	2018年4月1日までに日本政府に提供	2018年9月1日以降

上記の「認定送出機関以外からの受入れ停止時期」にご注意いただき、監理団体の皆さまが契約している送出機関が、外国人技能実習機構ホームページに公表される認定送出機関に含まれていることをご確認下さい。

二国間取決めの内容

二国間取決めの中には、「送出国政府に対する問題のある送出機関への調査や指導監督の要請」等が盛り込まれますが、各国ごとの二国間取決めの内容は異なっています。詳細については、以下のリンク先（厚生労働省ホームページ）をご参照下さい。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000180648.html

技能実習法の施行（2017年11月1日）以降でご注意いただきたいこと

技能実習法が2017年11月1日に施行されたことに伴い、同法施行規則第25条の中に規定された「送出機関の要件」についても発効しますので、監理団体の皆さまは契約している送出機関が要件（保証金・違約金・人権侵害行為・虚偽文書作成等の禁止等）をクリアしていることを今一度ご確認下さい。「送出機関の要件」の詳細については、「かけはし」2017年7月号19ページ（https://www.jitco.or.jp/ja/kakehashi）にも掲載しておりますので、ご参照下さい。

技能実習制度における介護職種の追加について

～技能実習生、実習実施者、監理団体に関する要件～

介護職種は、2017年11月の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（技能実習法）の施行と同時に、技能実習移行対象職種に追加されました。介護職種は技能実習制度における初の対人サービス分野となることから、介護職種固有の要件となる「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成29年厚生労働省告示第320号。以下「告示」という）が定められています。

また、併せて告示の解釈通知「『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」（平成29年9月29日社援発 0929 第4号・老発 0929 第2号）及び「介護職種の技能実習生の受入れに関するガイドライン」（「技能実習制度への介護職種の追加に向けた準備会」策定）が示されており、介護職種についてはこれらを踏まえて技能実習を行うことが求められます。

本誌では、今号と次号（2018年4月号）の2回に分けて、介護職種で技能実習生を受け入れる場合に監理団体や実習実施者が留意すべき点について、告示の内容を中心に解説します。今号では介護職種追加の基本的な考え方、技能実習生、実習実施者、監理団体それぞれに関する要件についてご説明します。

1 介護職種追加の基本的な考え方

技能実習制度への介護職種の追加については、政府方針である「産業競争力の強化に関する実行計画」に基づき、厚生労働省の「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」において、介護サービスの特性を踏まえた具体的な対応の在り方が検討されました。同検討会の中間まとめ（2015年2月4日）では、介護職種の追加への様々な懸念に対応するため、以下の基本的な考え方が示されました。介護職種における技能実習の固有要件はこの提言に沿って設定されています。

［介護職種を追加するにあたっての基本的な考え方］

1 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージにならないようにすること。
2 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること。
3 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること。

2 技能実習生に関する要件（告示第1条第1号）

対人サービス職種の特性や諸外国における介護分野の実情を踏まえ、技能実習生には以下の「制度本体の要件」に加え、本人の日本語能力や前職要件について、「介護職種固有の要件」が示されています。

［制度本体の要件］

＜共通＞

・技能実習を開始する時点で18歳以上であること。
・技能実習制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
・帰国後、日本において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
・同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行ったことがないこと（やむを得ない場合を除く）。
・【第3号技能実習生の場合】第2号実習終了後、本国に1月以上帰国したのち第3号技能実習を開始すること。

＜企業単独型技能実習生＞

・実習実施者（申請者）の外国にある事業所又は申請者と密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤、出向する者であること。

＜団体監理型技能実習生＞

・従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験（＝同等業務従事要件／職歴要件）※1を有すること、又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。
・本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。

［介護職種固有の要件］

（1）日本語能力に係る要件

第1号技能実習生及び第2号技能実習生には、それぞれ一定の日本語能力が求められています。

○第1号技能実習

日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

○第2号技能実習

日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

なお、解釈通知による「同等以上の能力を有すると認められる」試験と成績は以下に示すものとなります。

同等以上の能力を有すると認められる試験と成績レベル

i 日本語能力試験

主催　(独)国際交流基金・(公財)日本国際教育支援協会

第1号技能実習

N4以上(N4・N3・N2・N1)※旧3級・2級・1級

第2号技能実習

N3以上(N3・N2・N1)※旧2級・1級

試験実施時期　7月(第1回)・12月(第2回)

成績証明書及び発行時期　日本語能力認定書／

国内受験の場合　9月上旬(第1回)・2月上旬(第2回)

海外受験の場合10月上旬(第1回)・3月上旬(第2回)

WEBサイト　http://jlpt.jp/

ii J.TEST実用日本語検定

主催　(特非)日本語検定協会　J.TEST事務局

第1号技能実習

E-Fレベル350点以上、またはA-Dレベル400点以上

第2号技能実習　A-Dレベル400点以上

試験実施時期　1・3・5・7・9・11月

成績証明書及び発行時期　J.TEST実用日本語検定成績証明書／試験実施日の約1ヶ月後

WEBサイト

http://j-test.jp/

http://j-test.jp/immigration(取寄方法)

iii 日本語NAT-TEST

主催　専門教育出版 日本語NAT-TEST運営委員会

第1号技能実習　4級・3級・2級・1級

第2号技能実習　3級・2級・1級

試験実施時期　2・4・6・8・10・12月

成績証明書及び発行時期　日本語NAT-TEST成績証明／試験実施日から3週間以内

WEBサイト

http://www.nat-test.com/index.html

http://www.nat-test.com/contents/institution_score_report.html(取寄方法)

iv 上記以外で外国の政府及び関係機関が同等と認めるもの

現在のところ具体例なし

上記の成績を証明する資料の提出は、原則として、技能実習生の入国又は資格変更に係る技能実習計画の認定申請時に必要となります。従って、技能実習計画の認定申請の時点までに技能実習生（候補者含む）がいずれかの試験のうち各号の要件を満たす成績を取得していることが求められます。

(2) 職歴要件の考え方

団体監理型技能実習の場合、技能実習生は「日本において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」又は「団体型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」が求められます。

諸外国においては介護の分野が医療・看護の範疇に含まれ、必ずしも業種・職種として確立していないところがあるといった実情を踏まえ、介護職種の同等業務従事要件（職歴要件：P8 ※1 下線部分）として以下の該当例が解釈通知で示されています。

○外国における高齢者又は障害者の介護施設又は居宅等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者

○外国における看護課程（6ヶ月以上）を修了した者又は看護師資格を有する者

○外国政府による介護士認定等を受けた者

3 実習実施者に関する要件（告示第2条・第3条）

介護の技能実習は、介護施設等で実際の介護サービスの業務に従事することを通じて行われるため、実習実施者（介護施設等を運営する法人）には介護サービスの質の担保や介護サービス利用者が不安を抱かないような体制を整備することが求められます。

そのため、受入れに関しては監理責任者や生活指導員の選任等の制度本体の要件に加え、受入れが可能となる事業所の要件、技能実習指導員の能力、受入れ人数枠について職種固有の基準が定められており、併せて解釈通知で示すガイドラインに沿った技能実習の実施が求められます。

なお、介護職種は他業種とは異なり、法人単位ではなく施設（事業所）単位で技能実習計画の申請と認定が行われます。

(1) 事業所の要件

介護職種の技能実習を行わせる事業所は、以下の要件を満たす必要があります。

○技能実習を行わせる事業所が、介護福祉士国家試験の受験資格の認定において実務経験として認められる介護等の業務（利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く）を行うものであること

○技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。

○技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。

なお、訪問介護などの訪問系のサービスについては、①適切な指導体制を取ることが困難であること②利用者、技能実習生双方の人権擁護③適切な在留管理の担保が困難であること等から、介護職種の技能実習の対象範囲とはなっていません。従って、訪問系サービスの介護業務に技能実習生を従事させることはできませんのでご留意ください。

具体的な介護職種の対象事業所の種類は、「対象施設」（下表）をご確認下さい。

（2）指導体制（技能実習指導員）の要件

介護職種の技能実習指導員については次の要件が定められています。

○介護等の技能等について5年以上の経験を有する者の中から、**技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員**を選任していること。

○**技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者**その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者（看護師等）※2であること。

※2 介護福祉士と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者は以下のとおりです。
・修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有することに加え、3年以上介護等の業務に従事し、実務者研修を修了した者であって、申請者（実習実施者）が技能実習指導員としての適格性を認めたもの（合計で8年以上介護等の業務に従事した経験が必要）
・看護師、准看護師の資格を有する者

（3）夜勤等の業務形態への対応基準

告示上、介護職種の固有要件として「技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況の下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること」と定められています。

技能実習生を夜勤業務等に配置する場合は、利用者の安全を確保しつつ技能実習生を保護するための措置を取る必要があります。これらの必要な措置については、ガイドライン（P11 囲みを参照）の内容を踏まえ適正に実施するよう、解釈通知で示されています。また夜勤専従では日中における介護を含めた適切な技能移転が図られないため、当該勤務形態は認められない旨見解が示されています。

なお技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生が業務を行う際には、昼夜を問わず、技能実習生以外の介護職員を指導に必要な範囲で同時に配置することが求められます。

■対象施設

介護福祉士国家試験の受検資格において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するもので、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理したもの

児童福祉法関係の施設・事業

- 指定発達支援医療機関
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 障害児入所施設
- 児童発達支援センター
- 保育所等訪問支援

障害者総合支援法関係の施設・事業

- 短期入所
- 障害者支援施設
- 療養介護
- 生活介護
- 共同生活援助（グループホーム）
- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 福祉ホーム
- 日中一時支援
- 地域活動支援センター

老人福祉法・介護保険関係の施設・事業

- 第1号通所事業
- 老人デイサービスセンター
- 通所介護（療養通所介護を含む）
- 地域密着型通所介護
- 介護予防通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 老人短期入所施設
- 短期入所生活介護
- 介護予防短期入所生活介護
- 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）
- 小規模多機能型居宅介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 複合型サービス
- 認知症対応型共同生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 介護老人保健施設
- 通所リハビテーション
- 介護予防通所リハビテーション
- 短期入所療養介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護

生活保護法関係の施設

- 救護施設
- 更生施設

その他の社会福祉施設等

- 地域福祉センター
- 隣保館デイサービス事業
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ハンセン病療養所
- 原子爆弾被爆者養護ホーム
- 原子爆弾被爆者デイサービス事業
- 原子爆弾被爆者ショートステイ事業
- 労災特別介護施設

病院又は診療所

- 病院
- 診療所

「介護職種の技能実習生の受入れに関するガイドライン」（抜粋）

4.実習の実施について留意すべき事項

（1）夜勤等について

○実習実施者は、技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況の下での業務又は緊急時の対応が求められる業務（以下「夜勤等」という。）を行わせる場合にあっては、利用者の安全を確保し、技能実習生を保護するために必要な措置を講ずることとされている（告示第2条第5号）。このため実習実施者は、技能実習生に夜勤等を行わせる場合にあっては、具体的に次のような措置を講じることが必要である。

・指導等に必要な数の技能実習生以外の介護職員（主として技能実習指導員）と技能実習生の複数名で業務を行う。

※技能実習生が配置される事業所と同一敷地内で一体的に運営されている事業所がある場合は、一体的に運営されている事業所に技能実習生以外の介護職員（主として技能実習指導員）を同時に配置する体制とすることも可能である。

・その他利用者の安全及び技能実習生の心身への負担の回避の観点から、事業所の判断により、夜勤業務等を行わせるのは2年目以降の技能実習生に限定することも考えられる。

○また、上記の場合であっても、技能実習生の心身両面への負担や実習業務への影響を考慮し、夜勤業務に就いては適切な範囲で実施する、技能実習生に対し有給休暇の取得を推奨する等の配慮を行うことが望ましい。

（4）技能実習生の受入れ人数枠

介護職種の技能実習生の受入人数枠は、「技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと」とされており、法人単位ではなく事業所単位での適用となります。人数枠は介護を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数を基準に設定されています。また、技能実習生の受入れ総数（第1号から第3号までの合計人数）が当該事業所の常勤介護職員の総数を超えてはいけません。詳しくは以下の表をご参照ください。

［技能実習生の受入れ人数の枠］

i　団体監理型技能実習の人数枠

事業所の常勤介護職員の総数	技能実習生の数		優良な実習実施者の技能実習生の数	
	1号	全体（1+2号）	1号	全体（1+2+3号）※3
1人	1人	1人	1人	1人
2人	1人	2人	2人	2人
3～10人	1人	3人	2人	3～10人
11～20人	2人	6人	4人	11～20人
21～30人	3人	9人	6人	21～30人
31～40人	4人	12人	8人	31～40人
41～50人	5人	15人	10人	41～50人
51～71人	6人	18人	12人	51～71人
72～100人				72人
101～119人	10人	30人	20人	101～119人
120～200人				120人
201～300人	15人	45人	30人	180人
301人以上	常勤介護職員の総数の1／20	常勤介護職員の総数の3／20	常勤介護職員の総数の1／10	常勤介護職員の総数の3／5

※3 該当欄の人数範囲のうち、事業所の常勤介護職員の総数を超えない人数となる。

ii　企業単独型技能実習の人数枠

技能実習生の数		優良な実習実施者の技能実習生の数	
1号	全体（1+2号）	1号	全体（1+2+3号）
常勤介護職員の総数の1／20	常勤介護職員の総数の3／20	常勤介護職員の総数の1／10	常勤介護職員の総数の3／5

5　監理団体に関する要件（告示第4条・第5条）

制度本体の要件により、監理団体は取扱う職種の範囲を指定して主務大臣より事業許可を受けます。介護職種を扱う監理団体は、外国人技能実習機構へ申請の上、職種範囲に介護を含めた形で事業許可を受ける必要があります。その際、介護の固有要件として介護分野の技能実習計画の作成指導ができるよう、監理団体は当該分野について一定の知見を有することを求められます。介護職種の監理団体としての法人形態の要件と、技能実習計画の作成指導の要件は次のとおりです。

［介護職種の監理団体要件］

（1）法人形態の要件

○商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人

※ 技能実習制度本体上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける介護職種の実習実施者が組合員又は会員である場合に限る。

○当該法人の目的に介護事業の発展に寄与すること等が含まれる全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体（支部含）

（2）技能実習計画の作成指導（技能実習計画作成指導者）の要件

○技能実習計画作成指導者※4を置くこと。技能実習計画作成指導者は、介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等（看護師等※5）であること。

※4 技能実習計画作成指導者について、常勤、非常勤であるかは問わないとされています。

※5 解釈通知において、介護福祉士と同等とされる者は次に掲げる者であることとされています。

・看護師、准看護師の資格を有する者であって、5年以上の実務経験を有するもの
・介護等の業務を行う施設又は事業所の施設長又は管理者として3年以上勤務した経験を有する者
・介護支援専門員であって、5年以上介護等の業務に従事した経験を有する者

次号（2018年4月号）では入国後（及び入国前）講習の要件、第三号技能実習の実習監理を行う監理団体の優良基準に係る要件、その他介護職種の受け入れで留意すべき点について解説します。

JITCO地方駐在事務所における相談業務の

JITCOでは全国12ヶ所の地方駐在事務所において、監理団体・実習実施者の皆さまを対象とした「相談業務」及び「申請支援業務」を行っております。本稿では、このうち2017年11月1日からの新たな技能実習制度のもとで行う地方駐在事務所の「相談業務」についてご紹介いたします。

2017年11月1日より、技能実習法のもとでの新たな技能実習制度が開始されました。JITCOでは技能実習制度の総合支援機関として、様々な新規支援サービスを提供してまいります。全国12ヶ所のJITCO地方駐在事務所において、下表のような各種相談業務を拡充して実施いたします。

サービス名	概要	費用
1. 監理団体への訪問相談	各種情報提供、各種相談、ご意見・ご要望への対応、各種情報収集	無料
2. 実習実施者への訪問支援	労働関係法令・安全衛生法令等に関する相談・アドバイス等	無料
3. 監理団体等との地域情報交換会	監理団体・実習実施者の意見交換の場を提供	無料
4. 技能向上講習	技能実習評価試験3級実技試験合格に向けた技能講習	有料(賛助会員優待料金あり)
5. 特別教育(学科)講師派遣	特別教育(学科)に関する講師の派遣	有料(賛助会員優待料金あり)

■JITCO地方駐在事務所の所在地

各地方駐在事務所の詳しいご案内は、JITCOのホームページをご覧ください。https://www.jitco.or.jp/ja/jitco/access.html

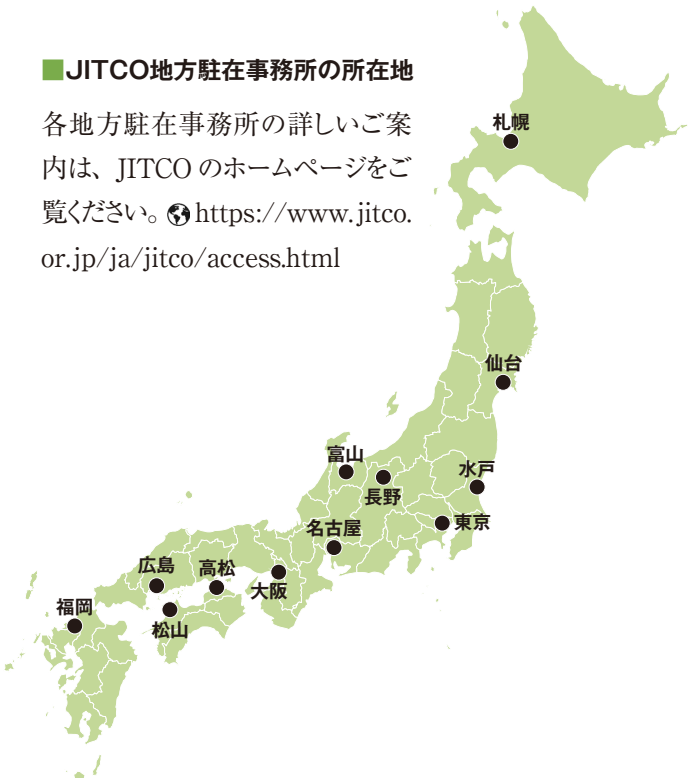

1. 監理団体への訪問相談

初めにご紹介するのは「監理団体への訪問相談」です。

この訪問相談サービスでは、監理団体の皆さまが新たな技能実習制度を円滑に活用できるように、外国人技能実習機構等からの各種情報や、JITCOの新サービス・教材・ツール等、皆さまのお役に立つ情報を適宜ご提供いたします。訪問をさせていただく際は、事前に監理団体の皆さまが必要とされている情報をお聞きし、その回答をできるだけご用意して伺います。またJITCOへのご要望、ご意見を頂くことにより、JITCOの業務が監理団体・実習実施者の皆さまに役立てていただけるようレビューするとともに、監理団体の皆さまから技能実習の第一線の情報を収集させていただき、JITCOの業務に活かしていきたいと考えております。

訪問に際しましては、JITCOの各地方駐在事務所から事前にご連絡させていただきますので、ご協力いただきたくお願いいたします。また、是非来て欲しいというご要望がございましたら、お近くのJITCO地方駐在事務所までご連絡ください。

2. 実習実施者への訪問支援

二つ目は「実習実施者への訪問支援」です。JITCOでは、これまでの20年以上の巡回指導等のノウハウを活かして実習実施者の皆さまを支援することといたしました。

本サービスでは、技能実習法、労働基準法、労働安全衛生法に関して実習実施者が留意すべき点について、JITCO地方駐在事務所から担当者が直接ご訪問し、必要なアドバイスを行わせていただきます。また、技能実習生のメンタルヘルスにおける具体的なご相談も受け付けており、状況を確認させていただきながらアドバイ

拡充について

スを行います。

本サービスは無料で提供させていただきます。日頃から監査等にて確認はされていらっしゃると思いますが、上記に掲げた法律等について「是非チェックしてほしい」「不安な部分があるので確認してほしい」などのご要望がありましたら、是非本サービスをご活用ください。詳しい内容につきましては、お近くの JITCO 地方駐在事務所までお問合わせください。

3. 監理団体等との地域情報交換会

次にご紹介するのは、「監理団体等との地域情報交換会」です。「監理団体等との地域情報交換会」では、JITCO 地方駐在事務所の担当地域内において、少人数制で、監理団体及び実習実施者の皆さまと直接、率直な意見交換を行えるような場を設け、必要な情報提供を行うと同時に、JITCO と監理団体等の間で、又は監理団体の皆さま同士で、有用な情報を交換していただきたいと考えております。

なお、本情報交換会の形式は、座談会であったり、講師を招いての勉強会であったり、職種限定の意見交換会であったりなど、様々な形での開催を検討しております。開催につきましては、JITCO 地方駐在事務所から随時ご案内いたします。原則無料での実施となりますので、是非お気軽にご参加ください。監理団体の皆さまも情報交換会の開催形式についてご意見等ございましたら、JITCO 地方駐在事務所までお寄せください。

4. 技能向上講習

次に「技能向上講習」についてご案内いたします。

新たな技能実習制度では、技能実習2号修了時及び3号修了時に技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の受検が必須となり、特に技能実習3号に移行するためには3級の実技試験合格が必要となります。技能実習計画に沿って確実に技能等を修得していれば、実技試験の合格は難しくないと思いますが、JITCO では、より確実に合格していただくことを目的として、設備の整った能力開発施設等において専門の講師による実技技能の向上のための講義を実施しております。本業務の対象者は、技能実習生はもちろんですが、本講習内容を日常の技能実習中においても確実に指導していただきたいため、技能実習指導員の方も対象としております。

現時点では、3級の実技試験を対象に職種及び地域を限定的に実施しておりますが、今後は対象職種も広げ、また2級の実技試験も視野に入れ、全国にて実施できるよう整備していく予定です。実施してほしい職種作業がございましたら、お近くの JITCO 地方駐在事務所にお問い合わせください。なお、本業務は有料となっておりますが、賛助会員の皆さまには優待料金にてご利用いただけます。

5. 特別教育（学科）講師派遣

最後にご紹介するのは、「特別教育（学科）講師派遣」です。安全衛生法に定められている危険又は有害な業務につきましては特別教育の実施が義務づけられております。JITCO ではこの度、安全衛生教育の一助として特別教育（学科教育に限る）の講師派遣を新たにスタートいたします。入国後講習の一環として、特別教育の学科教育を監理団体において実施することも可能と考えられますので、是非ご検討をお願いいたします。

派遣可能な地域、職種は順次ホームページにてご案内してまいります。また特別教育用テキストの翻訳語版の拡張も合わせて進めてまいります。

本業務は有料となりますが、賛助会員の皆さまには優待料金にてご利用いただけます。

本稿でご紹介いたしました JITCO 地方駐在事務所における各種相談業務の詳細につきましては、今後随時 JITCO ホームページにも掲載していく予定です。また、JITCO では監理団体・実習実施者の皆さまのニーズにお応えすべく、今後も各種サービスの拡充に努めてまいります。

日本語指導お困りですか??

監理団体や実習実施者から寄せられる日本語指導に関するご相談に対するアドバイスをご紹介しています。今回は**仕事で使える「日本語の見える化」の工夫**について考えます。

Q

技能実習生に作業の指示をすると、本人はわかりましたと言うのですが、肝心なことがなかなか伝わっていないことがあります。確実に理解してもらえるような工夫を教えてください。

（H 中小企業協同組合　N さん）

技能実習生にとって日本語は外国語です。日本で生活するうちに少しずつ慣れるとは言っても、やはり外国語での情報伝達は難しいものです。中でも、口頭で指示を受けるのは大変です。指導員の言葉（音声）は指導員の口から出たとたんに消えてしまいます。その場で正確に聞き取って、それを記憶しておかなければなりません。後で、あれ、何て言われたっけと思っても、録音しているわけではないので、巻き戻して確認することはできません。今回は、こうした不確かになりがちな口頭での情報伝達を補うための、日本語の「見える化」の工夫についてご紹介します。どれも、これまで日本語指導関連のセミナーや出張講座の日本語指導オンデマンドで好評をいただいているものですので、どうぞ参考になさってください。

アイデア1 ショウミーボード

ホワイトボードの簡易版のようなものです。半透明のクリアファイルにコピー用紙を1枚入れるだけで完成です。クリアファイルの表面にはホワイトボードマーカーで書くことができ、書いたものはティッシュペーパー等で簡単に消すことができます。

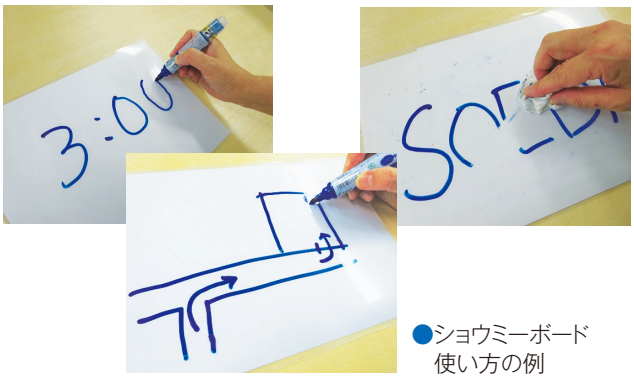

●ショウミーボード使い方の例

セミナーではこのショウミーボードを日本語の授業で使うアイデアを中心にご紹介していますが、仕事の場面でもいろいろ応用できます。例えば、「この作業を3時までに終わらせてください。」ということを伝えたいとき、ポイントとなる「3時」というところを、このショウミーボードを使って時刻を示しつつ話すと、時刻は間違いなく確実に技能実習生に伝わります。その他、誰に連絡するのかを話すような時に、外国人にはわかりにくい日本人の名前を文字で（ひらがなでもローマ字でも技能実習生がわかりやすい文字で）示したり、あるいは、部品の保管場所等を説明する時等に、簡単な見取図を書いて示したりすることもできます。どれも、用が済んだらティッシュペーパーでさっと消すことができ、何度も繰り返して使うことができます。安価ですから、めいめいが携帯したり、職場のあちこちに設置したり、状況に応じて数多く準備することができます。

アイデア2 コミュニケーションカード

事務手続き等で、やや複雑なことを確実に伝えたいとき、口頭でのやりとりでは指導員側も技能実習生側も不安なことがあります。また、手続きの説明等は日本語が複雑で長くなりがちで、なおさら技能実習生にはわかりにくいことがたくさんあります。一方で、そのような手続きは、毎回同じような説明になりますので、必要事項について実習生の母語も併記されたカードを準備しておくと、お互いにとって安心できます。

●カードの例（部分）

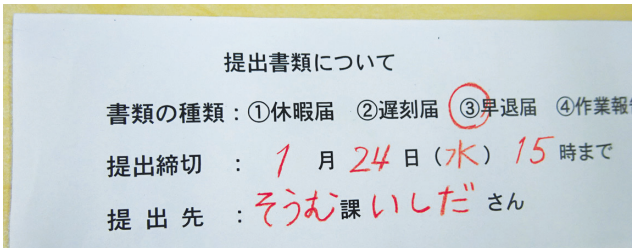

※実際には必要に応じて翻訳を併記すると良い

例えばある書類をいつまでにどこに出すかといったことは、上のように書き込むための空欄を設けたカードを翻訳文つきで準備して、その都度、状況に応じて日付等の必要事項を書き込んで技能実習生に渡します。こうすることで重要な情報が技能実習生の手元に残り、後から情報を再確認することもできます。

このほか、毎日の点検作業等も、チェックリストのように点検項目を「見える化」し、さらに翻訳文を併記すると、技能実習生に理解しやすく、点検作業の確実な習得にもつながります。

アイデア3 指さし単語リスト

海外旅行の会話ブック等でよく見かけるアイデアです。同じ意味を表す日本語と外国語が左右に並んでいて、自分の言いたいことを見つけて指で指し示すと、相手は同じ意味の内容を隣に併記された言語で読んで理解するというわけで日本人も外国人も使えます。旅行中のようによく使う表現が決まっているような場合に役に立ちますが、これは仕事でも使えるアイデアです。道具、材料、部品といった「モノ」の名称はもちろん、拭く、乾かす、並べる、引っ張る、緩める、のような作業中の動作を表す言葉が実は重要な割に伝わりにくいのですが、それらは現場ごとによく使う語が決まってくるはずなので、それをリストにすると大変役立ちます。また、これまで技能実習生を長く受入れてきた機関では、こういう言葉が通じなくて困ったというような積み重ねてきた経験をリスト作りに活かすことができるでしょう。

また、道具のように形をはっきり示せる場合は、下のようにイラストや写真を入れたリストを作ると、よりわかりやすくなるでしょう。リストは職場の壁に貼るなどして、必要に応じて指さしながら話すと効果的です。

日本語		ベトナム語
ざる	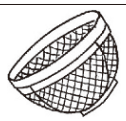	cáirổ
ボウル		cái thau
ピーラー		dao gọt vỏ
たわし		cái cọ xoong nồi

●イラストつきの例

以上、今回は3つのアイデアをご紹介しました。自分の耳だけを頼りにした外国語での情報収集が大変なことは、どなたにも経験があることでしょう。技能実習生とのコミュニケーションの不調は、技能実習生の日本語が不十分なことばかりが原因だとは言えません。今回のアイデアにとどまらず、より良いコミュニケーションのために受入れ側が技能実習生の日本語を補う工夫はいろいろあるはずです。皆様の身近で実践している効果的な方法がありましたら、このページ右下記載のメールアドレスやFAX番号をご利用になり、是非ご紹介ください。お待ちしております。

今後の日本語指導担当者向け講座のご案内

内容、会場等の詳細はJITCOホームページをご覧ください。

どれも日本語指導経験のない方もご参加可能です。具体的な日本語指導のイメージをつかんでいただけます。

2017年度から原則としてオンラインでのお申込みになりました。JITCOホームページからお申し込みください（オンラインでのお申込みができない場合等はお問合わせください）。

※2018年度のセミナーについては4月にご案内します。

日本語指導担当者実践セミナー（旧 日本語指導セミナー）

講習の日本語指導を中心に「聞く」「話す」力をつける指導について考える1日のコースです。インターネットサイト「JITCO日本語教材ひろば」内の教材等もご紹介します。

「技能実習生のための日本語 みどり」簡易製本版+CD進呈!

賛助会員: 10,000円　非会員: 13,000円（1名）

1月18日(木)大阪、19日(金)福岡、2月16日(金)東京

▶プログラム　9:30-16:30

1.講習の日本語指導のポイント　2.講習の日本語指導計画

3.インターネットサイト「JITCO日本語教材ひろば」とサイト内教材の紹介

4.「聞く」「話す」力をつけるための教室活動　5.授業実習

日本語指導トピック別実践セミナー（旧 日本語指導ワークショップ）

日本語指導に役立つトピックについてじっくり取り組みます。どちらか1つのトピックだけでも受講いただけます。

賛助会員: 5,000円　非会員: 8,000円（1名/1トピック）

2月9日(金)大阪　9:30-トピックA　13:30-トピックB

3月9日(金)東京　9:30-トピックB　13:30-トピックA

トピックA:はじめての日本語指導

日本語の授業では様々な「小道具」が重要な役割を果たします。実際に小道具を作ったり、それを使った練習方法を体験したりします。

トピックB:日本語指導員のための日本語文法入門

外国人が日本語を学ぶときの文法は日本の学校で習った文法とは異なります。外国人の文法の入口を覗いていただき、指導に活かすことを考えます。

日本語指導オンデマンド

ご希望日にJITCOの日本語指導専門スタッフがお伺いします。上記のセミナーの日程が合わない場合の他、企業内研修、組合員研修等にもご利用いただけます。

賛助会員: 5,000円　非会員: 8,000円（1名/1プログラム）

1プログラム約3時間。講師の交通費を別途ご負担ください。

■技能実習生に対する日本語指導全般について、
ご相談・ご質問を受け付けています。
講習業務部日本語教育課　メール　hiroba@jitco.or.jp
TEL：03-4306-1168　FAX：03-4306-1115

海外情報

ベトナム政府窓口との新 R/D（討議議事録）締結について

2017年9月27日に、JITCOはベトナム労働・傷病兵・社会省 海外労働局（DOLAB）との間で新しいR/D（討議議事録）を締結しました（2017年11月1日 発効）。

新しいR/Dのもと、JITCOは、監理団体及び実習実施者の皆さまへの支援サービスを一層強化していきたいと考えています。

具体的な内容としては、充実した送出機関情報のご提供、監理団体と送出機関との交流促進、送出機関の質の向上の促進（引いては監理団体の皆様の業務の促進と円滑化につなげる）、ベトナム側のルールや手続についてのご案内、その他様々なベトナムにかかる問題の未然防止等、各種のサービスをご提供していきたいと考えております。

今後、JITCOでは各国とも新R/Dを締結していき、送出国・送出機関との関係において、皆様の業務の促進と円滑化が図られるように体制を整えていきたいと考えております。

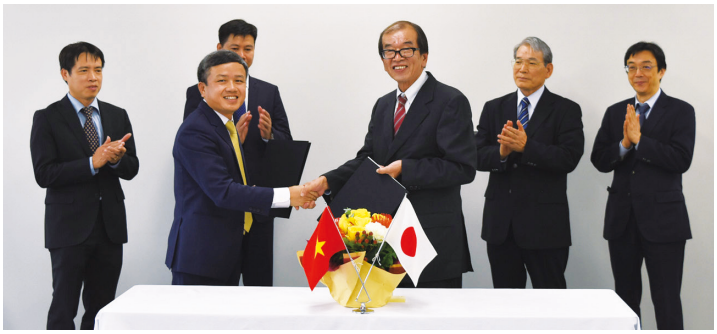

新 R/D 締結の様子

インドセミナーについて

2017年8月28日、駐日インド大使館にて「インド人技能実習制度セミナー」（インド大使館主催・JITCO共催）を開催いたしました。本セミナーには、駐日インド大使、インド技能開発・起業促進省一行、5つの認定送出機関が出席し、日本側から監理団体や企業等約120名が参加しました。

駐日インド大使　チノイ大使閣下

当日は、日本入国に向けて事前トレーニングを積む技能実習生もインドからインターネットを通じて参加し、インドという国及びインド人についての理解が深まりました。午後は個別に情報交換の場も設けられ、盛況でした。

各国との協議等実施について

JITCOでは、下記日程で各国政府と定期協議等を行いました。各国政府窓口と継続した協力体制を確認しました。

●2017 年7月4日　中国商務部

●2017年7月6日　タイ労働省雇用局

●2017年7月7日　スリランカ大臣

●2017年9月11日　ベトナム労働・傷病兵・社会省

送出し機関連合体との会議について

●2017年7月21日　インドネシア AP2LN 総会出席

■本件に関するお問合わせ先：
国際部【電話】03-4306-1151

JITCOの教材のご案内

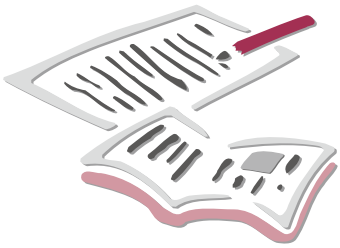

★監理団体責任者・実務担当者の必携書 !!

入門解説 新しい技能実習制度（賛助会員は割引）

定価:2,000円（本体1,852円+税） A4判 本編114頁、関係法令集179頁

2017年11月より「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（技能実習法）に基づく新しい技能実習制度がスタートしました。本書は、技能実習法や技能実習法施行規則など技能実習法令の概要、技能実習生の要件、監理団体・実習実施者（企業等）の要件等について、要点を絞ってコンパクトにまとめてあり、「情報コーナー（コラム・事例等）」や図表などを多用して具体的で分かりやすく解説しています。

技能実習事業を直接実施する諸関係者、監理団体や実習実施者（企業等）の事業責任者、担当者、新規に技能実習生の受入れを検討されている担当者にとっての基本書となるものです。本編と関係法令集（政省令等）の2冊で1セット（ケース入り）となっています。

ケース入り▶

★技能実習法解説の指南書 !!

外国人技能実習生の受入れQ&A（賛助会員は割引）

定価:2,376円（本体2,200円+税） A5判 347頁

この本は、外国人技能実習に関する基本法である技能実習法（「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」）とその関係規定の内容を「Q&A方式」により、体系的かつ分かりやすく説明したハンドブック（必携図書）です。

技能実習法では、新たに、「外国人技能実習計画の認定制度」及び「団体監理型技能実習における監理団体の許可制度」が導入され、また、技能実習の適正化と技能実習生の保護等の業務を担う外国人技能実習機構を設けるなどの措置が講じられています。

本書では、新たに規定された技能実習法その他の関係法令の規定を、図と表を用いて整理し、さらに実務運用上の留意点についても詳しく解説してあります。また、説明文の後には、法令等の名称と該当条項を【】内に付記することにより、その根拠が正確に理解できるようになっています。

この Q&A は、新たな技能実習制度下で技能実習生の受入れに携わる方、また、制度について正確な理解を得ようとされる方にとり必要な事項を盛り込み、詳しく、かつ分かりやすく解説したもので、技能実習に関係する方々の必携図書といえます。

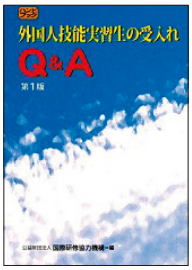

技能実習日誌（認定計画の履行状況に係る管理簿・入国後講習実施記録付）（賛助会員は割引）

定価:各1,080円（本体1,000円+税） A4判 技能実習日誌156頁、入国後講習実施記録32頁

この「技能実習日誌」と「入国後講習実施記録」は、技能実習生に従事させた業務内容や指導の内容を日々記録するものです。また、認定計画の履行状況に係る管理簿は、技能実習の進捗状況、日本語の修得状況、生活状況等について毎月記録し、履行状況を管理するものです。

監理団体及び実習実施者は、これら記録した日誌等の作成が義務付けられており、外国人技能実習機構が行う実地検査や主務大臣が行う立入検査の際にも提示できるように適切に作成し備えておく必要があります。「入国後講習実施記録」は２ヶ月間、「技能実習日誌」は5年間を通して使用できるようになっていますのでぜひご活用ください。

★新制度に対応した法的保護情報教材 !!

日本の出入国管理及び技能実習制度の概要テキスト（賛助会員は割引）

■中国語版 ■英語版 ■インドネシア語版 ■ベトナム語版 ■タイ語版　定価:各1,080円（本体1,000円+税） B5判 109頁

本書は、旧入管法令テキストの改訂版で、技能実習生の法的保護に必要な情報の講義に使用するテキストです。第１編では、出入国管理行政や適法に在留するための基本知識を、第２編では「技能実習法」に基づく技能実習制度や「団体監理型」及び「企業単独型」により受け入れる技能実習や技能実習生の保護に関する措置について、イラストなどを用いてわかりやすく説き明かしています。日本語との対訳形式で５ヶ国語版（中国語、英語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語）を刊行。「労働関係法令等テキスト」と併せて実務担当者はもとより技能実習生一人ひとりに配付しご活用ください。

労働関係法令等テキスト（第3版）（賛助会員は割引）

■中国語版 ■英語版 ■インドネシア語版 ■ベトナム語版 ■タイ語版　定価:各1,080円（本体1,000円+税） B5判 65頁

本書は、技能実習生の法的保護に必要な情報の講義に使用するテキストです。労働基準法や最低賃金法、労働安全衛生法などの労働関係法をふまえて、雇用契約、労働時間、最低賃金、安全衛生、労災保険などの基本知識を日本語との対訳形式で具体的かつわかりやすく説き明かしています。日本語との対訳形式で5ヶ国語版（中国語、英語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語）を刊行。「日本の出入国管理及び技能実習制度の概要テキスト」と併せて実務担当者はもとより技能実習生一人ひとりに配付しご活用ください。

なお、「日本の出入国管理及び技能実習制度の概要テキスト」「労働関係法令等テキスト」については、近日中にフィリピン語版、ミャンマー語版、カンボジア語版、モンゴル語版、ラオス語版、シンハラ語版、ネパール語版を順次発売する予定です。発売時期については、JITCO ホームページでお知らせいたします。

★ 12 月末発売予定 !!

技能実習法に基づく新制度

申請書類の記載例集（団体監理型技能実習）（賛助会員は割引）

定価：未定　A4判

本書は、当機構が 2017 年 11 月に全国で開催した「【団体監理型】新制度・申請書類の書き方セミナー」で使用した記載例集を有料で販売いたします。この記載例（下記4分冊をワンセット）集は、外国人研修機構及び地方入国管理局に申請する際の省令様式や参考様式を作成するための記載例を紹介したものです。実務担当者の必携書です。

〈セット内容〉

第Ⅰ分冊「監理団体許可関係諸申請」
第Ⅱ分冊「技能実習計画認定関係諸申請」
第Ⅲ分冊「外国人技能実習機構への届出、報告、記録関係様式」
第Ⅳ分冊「地方入国管理局への入国・在留諸申請及び諸届」
※「企業単独型記載例集」も近日中に発売予定です。

※今回紹介した教材の詳細については、当機構HP→教材・テキスト販売→「教材センターからのお知らせ」と電子カタログ「教材のご案内」をご覧ください。

【教材に関するお問合わせ先】 JITCO教材センター

電話：03-4306-1110　Fax：03-4306-1116　E-mail：publication_center@jitco.or.jp

技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり

今回のテーマ

各国の名付け事情

名前は、人が誕生してから初めて受け取る贈り物だとも言われます。人生の数多ある出会いの場では、まず名乗って紹介し合いますから、コミュニケーションの大切な糸口のひとつと言えます。そこで今回は、各国の名付けの風習や方法、親しまれている姓名やその由来、現在の名付けの流行、愛称などについて語っていただきました。技能実習生との交流にぜひ活かしてください。

China【中国】

羌 国華（JITCO 元母国語相談スタッフ）

中国の名付けには、宗教や世相など時代の変遷が色濃く反映されています。

中国では、古くから「賜子千金，不如授子一芸；授子一芸，不如賜子好名」（子に沢山の金を残すより、芸を授けるがよし。子に芸を授けるより、良い名を与えるのがよし）という言葉があり、名付けを大事にしています。

まず、中国の名付けについて「姓」と「氏」、と「名」と「字」からご説明しましょう。「姓」の字は「女」と「生」から成り立っています。これは母系社会であった時代の名残で、例えば姜、姚、姫、娟など、約30種類の姓が「女偏」の姓です。一方「氏」は「姓」を同じくする大家族から枝分かれした族を示し、貴族にしか存在しません。斉、魯、晋、宋などが代表例です。

「名」は個人の符号で、古代は子どもが生後3ヶ月の末頃（一説では100日後）に父親に名付けられました。「字」は、やはり古代に身分がある人に対し、尊敬を表すために用いられた名です。よく知られている古代の文豪「白居易」は「字」として「楽天」を持ちますが、「居易」は父親に付けられた名で、楽天は後輩や他人から尊敬の念を込めて呼ばれた名です。

次に時代を追って、宗教の影響や時代の特徴を紹介しましょう。前漢時代（紀元前206年～8年）には健康や長生きを希望する「延寿、延齢」など、後漢時代（25年～220年）には儒教にちなむ「仁、義、信」など、仏教が主流だった南北朝時代（220～589年）には「昙生、僧達」など、道教が流行った唐時代（618年～907年）には「玄齢、真卿」などです。さらに宋時代（960年～1279年）には「老」「叟」「翁」の字が好まれ、明時代（1368年～1644年）は「攀龍、順昌」の名が、清時代（1616～1911年）は「施琅、和琳」などの懐古的な名が流行しました。

次に現代の名付けを見ていきしょう。世相と名付けの関連が色濃いのは1949～1975年の間です。数例を上げますと、新中国成立（1949年）の後には「解放、興国、建国」などの名が、毛沢東主席によるプロレタリア文化革命（1966～1976年）の頃には「文革、紅衛、向東、衛東、永紅」などの名が見受けられました。またこの頃は1文字の名が増え、同姓同名の人が多く、社会問題にもなりました。例えば「張偉」という名は約29万人「王偉」は約28万人もいたのです。

1980年代以降になると、文化改革からの開放期となり、子どもの名は多様化していきました。唐詩や宋詞の詩句をヒントに名を付ける人もいれば、さらに女の子には「倩、晶、蕾、麗、雅、怡」などの名が、男の子には「剛、雄、峰、巍」など、個性化が進みました。「安琪、安娜、約翰、玛利」など、外国人風の音読みを持つ名も登場しています。私がかつて勤めた中国の会社では招娣（弟を招く）、来娣（弟が来るように）という女性の名が多く見かけました。親が跡継ぎの息子を願った気持ちがうかがわれます。また一人っ子政策で生まれた子どもへの名付けは、両親、両祖父母だけでなく親戚中で知恵を出し合う光景も珍しくありません。

インターネットの広まりとともに、「四柱」や「五行」などの占いによる名付けのオンラインソフトを利用する人も現れています。さらに最近では、2文字の名が増え、また男女の区別がつかない中性的な名を付ける傾向もあるようです。

さて中国の名付けの変遷をお話ししてきました。これまでをお読みいただければ、筆者の生まれた年代は読者のみなさまにも推測できるのではと思います。

Thailand【タイ】

長島 文雄（有限会社アジアネットワーク代表）

オフィスでもプライベートでも 本名ではなく「愛称」で呼び合うお国柄。

タイの名付け事情は、おそらく他の国とは大きく違います。タイでは、仏教徒が国民全体の90%以上を占めています。仏教徒の場合、子どもが生まれると、お寺のお坊さんに縁起の良い名前を付けてくれるように頼みに行きます。基本的にお坊さん頼みで、日本人のように、親が姓名の画数がどうだとか姓名判断がどうだとかで頭を悩ませることはないようなのです。

そのお坊さんに付けていただくありがたい名前は、サンスクリット語やパーリ語からきています。また姓名共にとても長いことが多いのです。そのため、タイでは普段は本名を使わずに「愛称」で呼び合います。友達同士だけではなく、親が自分の子どもを呼ぶ時も、職場でもそうなのです。実生活においては、本名を使うことはほとんどありません。会社の先輩たちを呼ぶときも愛称です（ただし、目上の人を呼ぶ場合は、愛称の前に「お兄さん」「お姉さん」を意味する「ピー」という言葉などを付けなければなりませんが）。ですので、会社の同僚や友達でさえ、その人の本名を知らないということが度々起こります。

さて、このように愛称が普段の生活に使われるのなら、その名付け方に工夫があるのかというと、そうでもないのがタイの不思議なところです。通常、愛称は親たちが付けます。たとえば、生まれた時に小柄だったから「レック」（小さいという意味）とか、色黒だったから「ダム」（黒いという意味）などです。その他、動物の名称も多いです。私の知り合いの娘さんに「ビア」（ビールという意味）という愛称の人がいますが、お父さんがビール好きだったのでしょうかね。総じて深くは考えずにかなり気楽に付けるようです。

そして愛称だと困ることもあります。例えば前述の「レック」ですが、通常は女性が多いのですが、男性もいます。つまり愛称を聞いただけでは、男性なのか女性なのか判断がつきにくい場合があるのです。

また最近では、英語の愛称も増えてきています。例えば「マーシャ」「マリオ」などといった具合です。変わった愛称もあります。車の会社名やスポーツの名称、「バンク」（銀行の意味）とかです。また「レック」、「ノーイ」（弟、妹の意味）などの愛称を持つ人はかなり多いです。ただ「レック」だけでは、同じ愛称の知人が複数いて、誰のことだか分からない場合も多々あります。このような時にはちょっと困ってしまいますね。

「ウアン」（太ったという意味）という愛称もあります。日本なら、侮蔑になってしまいますよね。しかも「ウアン」という愛称の人が、実際に太っているかどうかは分からないところがややこしいです。赤ちゃんの時丸々と太っていても、大きくなっても太っているとは限らないですからね。また、本名の一部を取って、1音節にしたものを愛称としている場合があります。知り合いに「サワイ」という人がいますが、「ワイ」という愛称です。

たとえば、日本人がタイへ行ったとします。そこであるタイ人とプライベートで知り合い、自己紹介をしたとしましょう。すると、「あなたの愛称は何ですか？」と聞かれることが非常に多いのです。それだけ、愛称が普通に使われているということですね。

Vietnam【ベトナム】

ファム・ラン・アイン（JITCO 元母国語相談スタッフ）

ベトナムの名付けは中国と西洋 それぞれの影響を受けています。

ベトナム人の名付けは、一般的に3つの部分を組み合わせるパターンです。「姓」「ミドルネーム」「名」です。例えば Phạm Văn Hoa という姓名では Phạm は姓、Văn はミドルネーム、Hoa は名です。そして日本と違って、普段、姓を使わずに名で呼びます。Phạm Văn Hoa の場合「ファムさん」ではなく「ホアさん」と呼びます。姓の数も、日本のように多くありません。300前後しかないといわれています。最も人口が多い姓は Nguyễn（阮）、Trần（陳）、Lê（李）と Phạm（范）のようです（※）。ちなみに私の姓も范 Phạm です。

昔は、親族の中で目上の人と同じ名を付けてはいけないという厳しい決まりがありました。また高貴な家に生まれた子どもたちに名を付けるときには、意味をきちんと調べて親の願いを込めて付けました。男性は、男らしく強くて勉強ができるようになるなどの名が多いです。例えば Hùng（雄）、Dũng（勇）、Quang（光）などです。ミドルネームは Văn（文）という文字が一般的です。女性の名は、たいていは女らしく優しい姓名が多いです。例えば Hoa（花）、Hạnh（幸）、Hiền（優）などがほとんどで、

ミドルネームはたいていThị（氏）の文字があるのが一般的です。

逆に庶民の子どもたちは、病気などで幼いうちに亡くならないように願いを込めて、「鬼に連れて行かないように目立たない名をつける」という習慣がありました。そのため、絶対にきれいな名はつけませんでした。Cu（男の子）、Đen（黒）、あるいは生まれ年の干支 Thân（さる）とか、生まれた順番で Ba（三番）のような名がよく見られました。

その後、ベトナムでも時代とともに名付け方は変わっていきました。以前は女性のミドルネームとして Thị の文字が一般的でしたが、「垢ぬけていない」と感じられる場合が多くなり、今は自分の姓名から省いたり、自分の子どもたちには Thi の文字を付けないようにしたりしています。実は、私の姓名も本来ならば「Phạm Thị Lan Anh」でしたが、大学に入学した時、Thị の文字を勝手に抜いて Phạm Lan Anh にしたのです。そもそも私は、Thị とはいったいどんな意味で使われてきたのだろうとずっと疑問を持っていました。ベトナム人は現在漢字を使わないので以前はよく分かりませんでしたが、日本で漢字を勉強してから、Thị は「氏」と書くことがあると分かりました。そうすると、Phạm Thị Lan Anh という姓名は、漢字では「范氏蘭英」と書いて、「范氏のイエに属する女の子」で「蘭英さん」という意味なのではないのかな、などと解釈しています。

現在では、名付けのための参考資料がいろいろあります。きれいな名前や変わった名前、両親の名前をミックスしたり、4字・5字を組み合わせて名付けたりするのも珍しくありません。また風水的に良い、親と気が合う、すくすく育つ、勉強がよくできる、良い人になるなどの名付けの本がよく売られているそうです。占い師を訪ねて名を選んでもらう人もいるようです。名前の付け方がこれからどう変わっていくのか、楽しみにしています。

※ 参照サイト

「HìnhẢnhViệtNam　Việt Nam có bao nhiêu họ ?」
https://hinhanhvietnam.com/tinh-danh-hoc-viet-nam-so-ten-ho-tai-viet-nam/

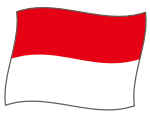

Indonesia【インドネシア】

秋谷 恭子（JITCO 母国語相談スタッフ）

民族によって違いはありますが意味や音、流行に敏感に命名をする傾向が。

インドネシア人の姓名は、単語の綴りでひとつだけの人、二つある人、三つある人、それ以上ある人と、謎多きテーマの一つです。

一般的に、インドネシア人には「姓」「名」といった概念は、ありません。つまり、全てが彼、彼女を表わす「名」です。ただ出身の民族によって、名付け方には特徴があるようです。わたしがこれまで把握した情報によると、ジャカルタ出身は大体１単語、スンダ人は２単語、ジャワ人は３単語という感じ。

インドネシア人の技能実習生は、主にジャカルタ、西ジャワ、中部ジャワ、東ジャワ、バリ島出身者が多くを占めるかと思います。個人的に名前の由来をインタビューしてきましたが、ジャワ人であれば、父親の名前を受け継いだり、時代を感じさせるかもしれませんが、生まれた日のジャワ暦（カレンダー）の曜日を入れたりなど、両親の愛あるアイデアや流行次第でバリエーションはいくらでも広がるようです。また、バリ人の名前には、男であるか、女であるか、また生まれた順番を示す情報を盛り込む命名法もあります。そこで相手の身分を推し量るのですね。バリ人はヒンドゥー教のカースト（身分）制度の影響を受けているのです。またイスラム教の影響を受けた名前も当然ですが、見受けられます。

この様に、インドネシアは、それぞれの地域文化、宗教（ヒンドゥー教、仏教、イスラム教、キリスト教など）の影響を受けています。仏教からの影響によるサンスクリット語由来のRatna（ラトゥナ=宝石）やDewi（デウィ=女神）などは、どちらも女の子の名になりますが、その音の響きに私は憧れます。インドネシア語を習いたての頃、知り合った女の子の名はKurnia（クルニア=天からの授かりもの）でした。もちろん、サンスクリット語由来で、強く感動したことを覚えています。また、○○ wan となると、男性を表し、Kurniawan（クルニアワン）の綴りでは男の子の名になります。技能実習生に占める割合の高い名です。他にもSurya（スリャ）は男性の名ですが、太陽を表します。他にも、Bintang（ビンタン=星：男女共に使用）、Awan（アワン=雲：男性）など、自然を由来とする名前は私たち日本人も好んで選んでいるのではないでしょうか。お花の名前は女の子の名付け

の定番です。

ところで、日本で最近話題になる「キラキラネーム」ですが、インドネシアにもあります。昨年５月には、三菱自動車のディーラーを経営する男性が、第４子の息子に「パジェロ スポーツ」と命名し、しばらくネットニュースで賑わっていました。一連の記事には、当初は親族からの反対があったものの、産院から自宅に帰る車から見た三菱自動車の広告が最後の決め手となったそうです。またトヨタ自動車の「Celica セリカ」に由来して「セリカ」と命名された女性もいますが、美しく成長し、インドネシアのある県の知事を務めています。自動車の車名には、当然そのコンセプトに相応しい名が採用されるものですが、親御さんたちの自動車愛が半端でないことをうかがい知ることができますね。海外で長年愛される日本製品に対する信頼感もあるのでしょう。技能実習生の多くも日本の自動車産業に携わっていますが、いずれにせよ誇りを持って良い仕事をしていただきたいものですね。パジェロスポーツ君は、物心が付いたとき、自分の名前の由来に驚きながらも、きっと日本との繋がりを意識してくれることでしょう。健やかな成長を遠くの日本で見守らずにはいられません。

Philippines【フィリピン】

畠山 エルサ（JITCO 母国語相談スタッフ）

名前を聞けば、出身地や信仰がわかるのが最大の特徴かもしれません。

フィリピンでは、多くの人がスペイン風の名前を持っていますが、必ずしもスペイン人の祖先を持っているわけではありません。それは、スペインに統治された時代に、誰もがスペイン風の名前を持つように法令で定められていたからです。

スペイン人が統治する以前のフィリピンでは、大陸から渡ってきた漢民族などを除いて、「姓」というものがありませんでした。スペイン総督にとって税金の徴収と記録が大きな課題でしたが、名前が無くては税金の収納を管理することはほぼ不可能でした。そこで１８４９年に、スペイン総督が植民地政策の一環として、フィリピンの住民全員に名前を持つことを命じたのです。そのため、フィリピン人にはスペイン系の名前が多くなりました。漢民族系の住民は、元の姓である漢字をアルファベットに変えて名乗る家とスペイン風に読みを変える家に分かれました。これにより、スペイン語、フィリピン語、ヒスパニック（中国系、インド系）の単語、数字で始まる許可された姓名が列挙された「CatalogoAlfabetico de Apellidos」（アルファベット順の姓のカタログ）が作成されました。

日本人の場合、名前は「姓」と「名」から構成されます。また姓と名を合わせて呼ぶ場合もあります。ではフィリピン人の姓名はどうなっているのでしょうか?

フィリピン人の姓名は、西洋式に、「名」（First name）＋「ミドルネーム」（Middle name）＋「姓」（Last name）の順に、３つの部分から構成されています。フィリピンの現在の大統領を例にとると Rodrigo Roa Duterte（ロドリゴ・ロア・デゥテルテ）となります。Rodrigo が名、Roa がミドルネーム、Duterte が姓ですね。スペイン系の姓では、Santos（サントス）、Reyes（レイエス）、Garcia（ガルシア）など、漢民族系の姓では、Lim（林）、Chan（張）など、その他、先住民族起源の姓としては Bato（石を意味する）、Guinto（金を意味する）などが付けられました。これにより、姓名を聞けば、スペイン系、中国系、インド系、先住民系などといった、出自や出身の地域などのおおよそを知ることができます（なお、先住民族の文化コミュニティの中には、まったく姓を持たないフィリピン人が今でも存在しているようです）。

ミドルネームは、未婚者と男性は母親の旧姓をミドルネームとして用います。日本と同様、女性は結婚すると夫の姓を名乗るので、自分の旧姓をミドルネームとして用います。書類に署名するときには、ミドルネームを頭文字で書くことが多いです。

ファーストネームは、キリスト教系とイスラム教系では大きく異なります。それは両者共に信仰に基づいた名を付けることが多いためです。キリスト教系では、John、Joshua、Angel、Maria など、イスラム教系では Muhammad、Hassan、Ayesha、Jamila などです。

宗教とは関係なく、日本と同様にファーストネームの流行というものもあります。「父親の名＋母親の名 ÷2＝子どもの名」のように両親の名をミックスさせたり、欧米の俳優や歌手、スポーツ選手などの名を付けたりしています。中には、日本の歌手やアニメのキャラクター名をつける人もいるようです。また複数のファーストネームをつけるのも流行しています。

フィリピン人によくある名や名の付け方、由来などを知ることで、会話に役立ったり、名も覚えやすくなったりして、相手と仲良くなることができるかも知れません。人の姓名一つでも、このように歴史や由来、流行り、廃りがあるなんて面白いと思いませんか?

JITCO information

［JITCOインフォメーション］

JITCOの組織改編のお知らせ

JITCOでは、2017年11月1日に技能実習法が施行されたことを受け、総合支援機関、養成講習機関としてのサービス体制を強化するために、11月1日より、以下のとおり組織改編を行いました。これを機に職員一同、より充実したサービスの向上に励む所存でございますので、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

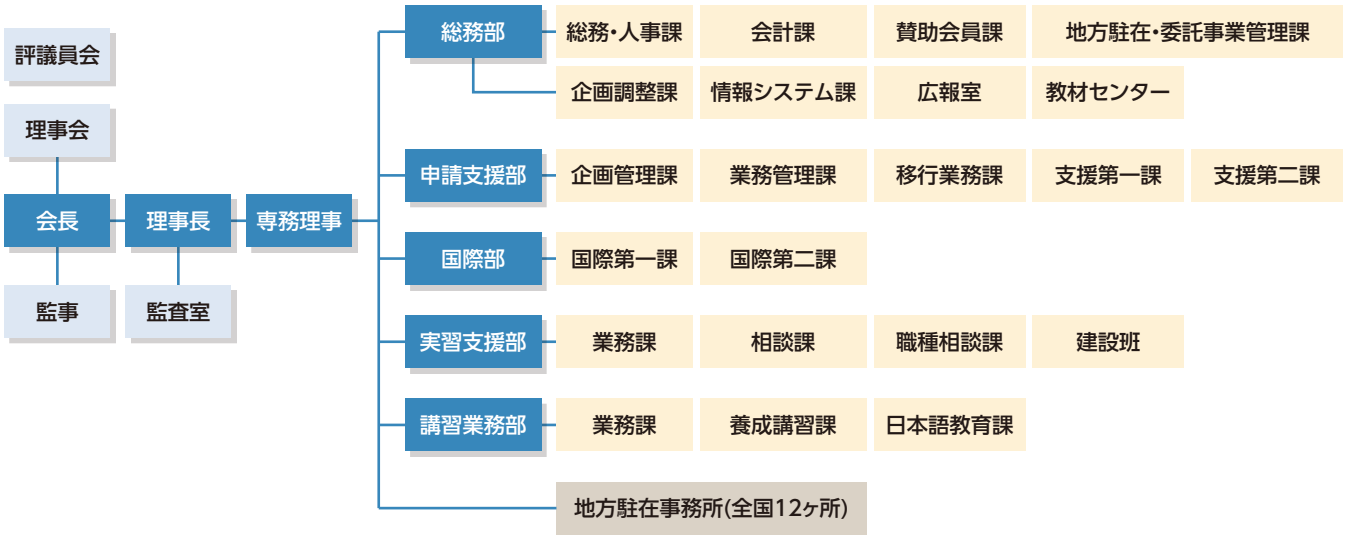

技能実習法施行（2017年11月1日）に伴い JITCOホームページ及び総合パンフレットが新しくなりました

■ JITCOホームページについて

JITCOでは、2017年12月よりホームページをリニューアルしました。JITCOからの「お知らせ」や技能実習制度に関する「ニュース」等はカテゴリーを分けることで読みやすくなり、監理団体、実習実施者の皆さまにとって重要なコンテンツは、トップページからすぐにたどり着けるような設計になっております。また、技能実習生の活動を紹介するコーナーも一層の充実を図りました。

なおスマートフォン、タブレット端末からの閲覧にも対応していますので、どこからでも簡単にアクセスしていただけます。

今後とも、皆さまにとって情報を探しやすい、見やすいホームページとなるように、運用・管理に努めますので、引き続き当ホームページをご活用ください。https://www.jitco.or.jp/

■ JITCO総合パンフレットについて

新しい総合パンフレットでは、新たな技能実習制度におけるJITCOの事業・サービスと技能実習制度の概要を、図表・写真・イラストを用いて、カラー刷りで紹介しています。

【ご利用方法】

●PDF版

JITCOホームページから無料でダウンロードしてご覧いただけます。

https://www.jitco.or.jp/ja/service/material_02.html

●冊子版

下記のお問合わせ先まで、郵便番号・住所・機関名・受取人氏名・電話番号・希望部数をご連絡ください。

※ 冊子版は1ヶ月につき賛助会員様10部までとなります。
※ 発行部数に限りがあるため、ご希望に添えない場合があります。
※ 宅配便の着払いでのお届けとなります。あらかじめご了承ください。

▶本件のお問合わせ先　総務部広報室　TEL：03-4306-1167
FAXでのお申込み FAX：03-4306-1112
メールでのお申込み kouhou @ jitco.ne.jp

JITCOによる「技能実習生手帳」提供終了について

既にJITCOホームページ等でご案内の通り、これまで、厚生労働省の委託事業により作成、配布して参りました「技能実習生手帳」につきまして、2017年10月31日をもちましてJITCOからの提供を終了し、2017年11月1日より外国人技能実習機構（OTIT）からの提供に切り替わりました。詳細につきましてはOTITへお問合わせくださいますようお願いいたします。引き続き、技能実習生手帳は技能実習生へ交付されますので、監理団体、実習実施者の皆さまには技能実習生本人への交付、保持のご確認を今後とも宜しくお願いいたします。

JITCOの実習先変更支援事業終了について

既にJITCOホームページ等でご案内の通り、実習先変更支援事業につきましては、厚生労働省からの委託を受けて実施しておりました実習先変更支援事業実習実施機関の倒産や不正行為等により技能実習生の移籍先を探している監理団体に対して情報提供等の支援につきましては、2017年10月31日をもちまして終了いたしました。11月1日より外国人技能実習機構が実習先変更支援事業を行っておりますので、お知らせします。

なお2017年11月1日より、外国人技能実習機構において実習先変更支援サイトが開設されました。詳細は外国人技能実習機構のホームページ（http://www.otit.go.jp/）をご参照ください。

「新制度・申請書類書き方セミナー」開催（2017年11月）のご報告

JITCOでは、2017年11月に「新制度・申請書類の書き方セミナー」を全国9都市で開催し、約3,700名の方々にご参加いただきました。

本セミナーでは、監理団体・実習実施者の皆様を対象に、外国人技能実習機構や地方入国管理局へ提出する各種書類の記載方法を解説するとともに、外国人技能実習機構のご担当者をお招きして技能実習計画認定申請に係る留意事項についてご説明をいただきました。

JITCOでは、制度をご利用の皆様を対象とする各種セミナーを開催しております。セミナーの詳細とお申込みは、JITCOのセミナーページをご活用ください。https://www.jitco.or.jp/seminar/

JITCO 開催セミナーカレンダー

		内　容	場　所	担当部	お問合せ先
1月	18日（木）	日本語指導担当者実践セミナー	大阪	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	19日（金）	日本語指導担当者実践セミナー	福岡	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
2月	7日（水）	技能実習制度説明会	東京	講習業務部業務課	03-4306-1138
	9日（金）	日本語指導担当者トピック別実践セミナー	大阪	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	16日（金）	日本語指導担当者実践セミナー	東京（JITCO本部）	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
3月	7日（水）	技能実習制度説明会	東京（JITCO本部）	講習業務部業務課	03-4306-1138
	9日（金）	日本語指導担当者トピック別実践セミナー	東京（JITCO本部）	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168

編集後記

■昨年11月1日に技能実習法が施行されました。本誌では昨年より新制度対応についての記事を特集しておりますが、本年も技能実習制度の総合支援機関として、技能実習制度に関する役立つ情報を随時お届けしてまいります。

■今月号では、昨年10月6日に開催された「JITCO交流大会」の模様をご紹介しています。同日には「第25回日本語作文コンクール」の表彰が行われました。JITCOホームページでは最優秀賞を始めとした各作品を公開しています。技能実習生たちの瑞々しい感性によって生み出された作品に触れていただければと思います。

かけはし（JITCO JOURNAL）　第26巻132号

発行日　2018年（平成30年）1月1日

発　行　公益財団法人 国際研修協力機構
〒108-0023
東京都港区芝浦2-11-5
五十嵐ビルディング（受付11階）

企画編集　総務部 広報室
Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112
E-mail:kouhou@jitco.or.jp

JITCOホームページ　https://www.jitco.or.jp/

外国人技能実習生を受け入れる体制作りに

割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険（海外旅行傷害保険）のご案内

1 講習期間を含む実習実施期間中の**全期間をカバーする保険**
在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。

2 本国出国から一定期間は**治療費用を100%補償**
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

3 日常生活での**第三者への損害賠償責任を補償**
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。

4 割引が適用された**割安な保険料**
公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）が窓口となるので割安な保険料になります。

タイプ	保険金額						保険料		
	傷害		疾病		賠償責任	救援者費用	治療費用100%補償期間	滞在期間…12か月 保険期間…13か月	滞在期間…36か月 保険期間…37か月
	死亡・後遺障害	治療費用	死亡	治療費用					
NEW! プレミアムプラン 1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	13,330円	30,020円
							1か月	13,810円	30,500円
							2か月	14,070円	30,950円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	15日	17,340円	39,210円
							1か月	17,910円	39,810円
							2か月	18,130円	40,250円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日	11,140円	25,030円
							1か月	11,430円	25,340円
							2か月	11,610円	25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	10,720円	23,900円
							1か月	11,130円	24,320円
							2か月	11,380円	24,720円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	13,080円	29,450円
							1か月	13,550円	29,920円
							2か月	13,830円	30,380円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	17,070円	38,610円
							1か月	17,650円	39,210円
							2か月	17,860円	39,640円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	19,650円	42,840円
							1か月	20,390円	43,520円
							2か月	21,180円	44,580円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	22,000円	48,420円
							1か月	22,750円	49,300円
							2か月	23,490円	50,190円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	26,210円	57,690円
							1か月	27,000円	58,540円
							2か月	27,820円	59,560円

（注1）保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
（注2）他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合せください。
※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。（引受割合については（公財）国際研修協力機構までお問い合わせください。）
三井住友海上（幹事会社）、損保ジャパン日本興亜、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
保険に関するお問い合せは

WEBから簡単加入! k-kenshu.net

取扱代理店（お問い合わせ先）
株式会社国際研修サービス
随時受付中
TEL 03-3453-3700
FAX 03-3453-3703
http://www.k-kenshu.co.jp/

B17-101244　使用期限:2018年10月1日

技能実習Days（デイズ）

JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆様からご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

ユニバーサルジャパン協同組合／株式会社ジャストコーポレーション

株式会社ジャストコーポレーションでは、ベトナムからの技能実習生を受け入れています。昨年はレクリエーションとして、趣味で登山に通じた社員が引率し、隣の石川県にある別山（2,399m）に日帰り登山を行いました。参加した技能実習生は、登山中たくさんの登山者と挨拶を交わし、とても楽しそうでした。

地域環境福祉事業協同組合／株式会社小野組

技能実習生10名と一緒に、明石大橋と鳴門大橋を渡って鳴門海峡を見学してきました。朝からあいにくの雨模様でしたが、行く途中で雨も上がり、とてもラッキーでした。

鳴門海峡では「うずしお観潮船」に乗船。間近で渦潮を見ることができ、その迫力に技能実習生は大興奮していました！

テクノサポート協同組合／株式会社オンド

株式会社オンドでは、毎夏に新入生教育の一環として宿泊研修を行っています。昨年はベトナム人技能実習生54名、指導員6名で実施し、心身を鍛えるためのプログラムとして、カッターボートの漕艇を行いました。半日かけて、沖に浮かぶカキ筏の間を抜けながら瀬戸内海を往復8km漕ぎ切った技能実習生達は、チームワークの大切さ、達成感を味わったようです。

写真を掲載しませんか？

掲載可能なお写真などありましたら、JITCO 総務部広報室（kouhou@jitco.or.jp）まで写真データをお送りください。応募は随時受付中です。

かけはし（JITCO JOURNAL）第二十六巻 一三二号 二〇一八年（平成三十年）一月一日発行
企画編集 公益財団法人 国際研修協力機構 広報室 〒一〇八―〇〇二三 東京都港区芝浦二丁目一一番五号 五十嵐ビルディング一一階